

仕 様 書

環境政策局南部クリーンセンター管理係
(担当 増田・奥本 TEL 075-611-5362)

件 名	令和7年度南部クリーンセンター植栽管理委託（下期）
契 約 期 間	契約日の翌日から令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 委託業務概要 南部クリーンセンター敷地内において、植栽が健全に生育するよう、植栽管理を委託するものである。</p> <p>2 委託管理場所 京都市伏見区横大路八反田29番地 京都市南部クリーンセンター構内及び周辺</p> <p>3 委託期間 契約日の翌日から令和8年3月31日</p> <p>4 委託業務内容と業務場所 (1) 除草 除草は1回とし、3月の雑草繁茂に合わせて実施すること。 合計面積 17,018 m² (除草範囲の詳細については別図および別表に示すとおり)</p> <p>(2) 施肥 芝生の範囲において下記のとおり施肥を実施する。 ・3月中に実施。 肥料の仕様 : 窒素：リン酸：カリ = 8 : 8 : 8 肥料の散布量 : 60g/m² 合計面積 7,925 m² (施肥範囲の詳細については別図および別表に示すとおり)</p> <p>(3) 施設内危険木対応 別表2に示す作業基準換算値の合計が「121(±2)本」となるよう南部CC敷地内より危険性の高い樹木を抽出し、伐採、強剪定、基本剪定の中からいざれかの作業を実施すること。なお、作業対象樹木の抽出は発注課担当者と相談の上で決定すること。</p>

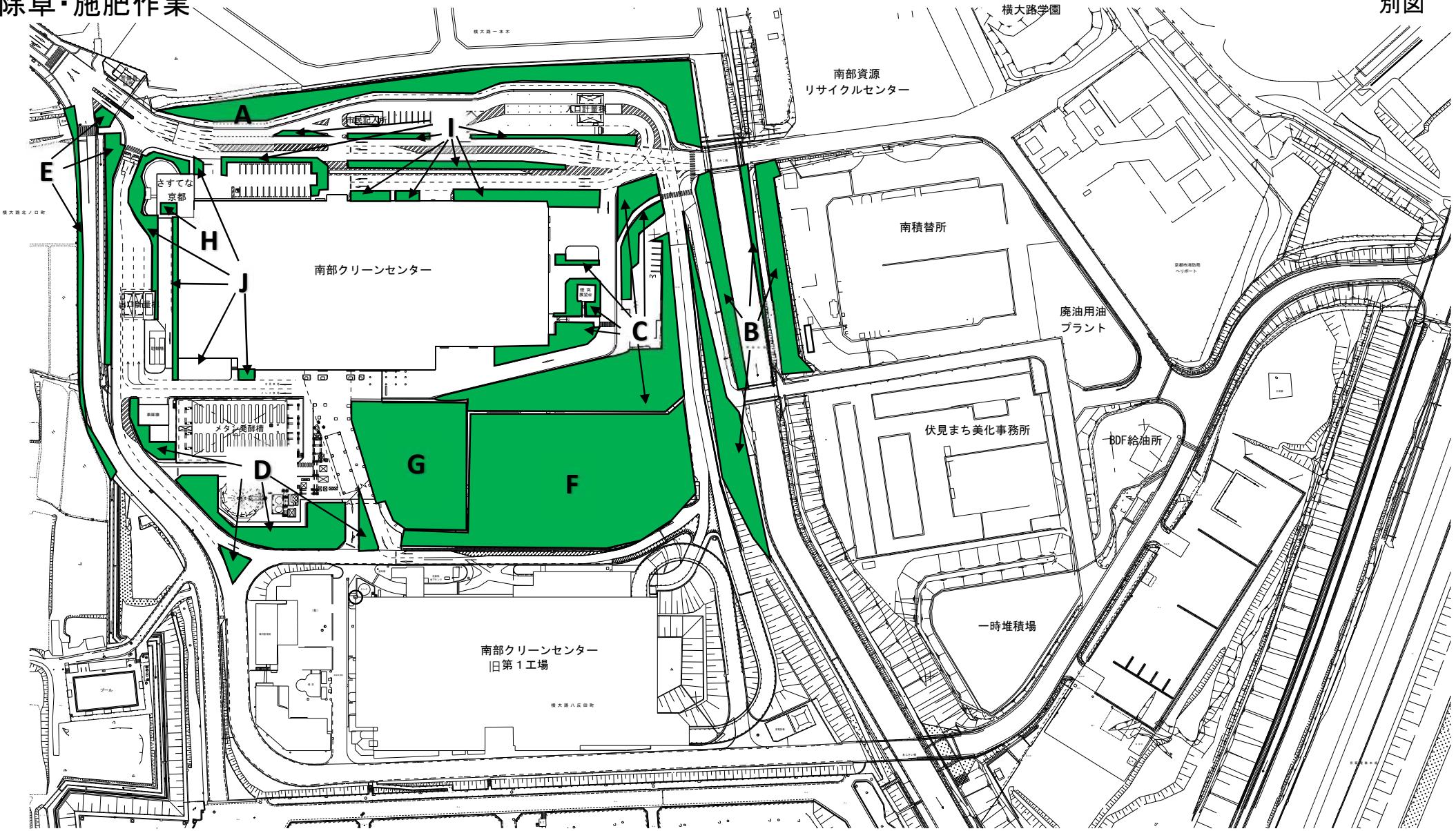
	<p>5 作業方法</p> <p>(1) 除草</p> <p>ア 抜取による除草を原則とする。</p> <p>イ 人力抜取除草の際に一緒に掘り起きた状況の低木等は、直ちに植え付けし散水養生を行うこと。</p> <p>ウ 除草した草木は、リサイクルを基本とし、できない草木は本市と協議の上、一般廃棄物として適正に処理すること。</p> <p>(2) 施肥</p> <p>ア 肥料は地表へ散布すること。</p> <p>イ 肥料の量に偏りが生じないよう、指定の時期に規定の量を散布すること。</p> <p>(3) 施設内危険木対応</p> <p>ア 基本剪定を行う場合は樹姿形及び植栽形態を整えるなど、樹木の活性に必要な鋏入れを行うものとする。</p> <p>イ 強剪定は樹形をできる限り小さくすることを目的に行うこととし、樹木の撤去が行えない場合に実施する。</p> <p>ウ 伐採は、根株を残して上部のみ撤去すること。なお、ひこばえ等が生えにくくなるよう、切断面に切れ目を入れるなどの処置を行うこと。</p> <p>エ 剪定および伐採した樹木は、リサイクルを基本とするが、できない場合は当クリーンセンター市民持込に搬入すること。</p> <p>6 その他事項</p> <p>(1) 本作業実施時に使用する道具及び薬品は、受託者の負担とする。 また、除草した草木の処分費は受託者負担とする。</p> <p>(2) 本作業のために使用する水道・電気等の光熱水費は、本市において負担する。</p> <p>(3) 受託者は、契約後直ちに管理技術者通知書を本市に提出すること。</p> <p>(4) 各作業開始1週間前までに、業務工程表を南部クリーンセンター管理課に提出すること。</p> <p>(5) 各作業完了時には、作業完了状況のチェックを発注者および受注者立会いの下で行うこととする。担当者は、その時点で問題があれば是正を指示するものとする。</p> <p>(6) 各作業の状況については、その作業前後及び作業中の写真撮影をし、完了時に1部提出するものとする。</p> <p>(7) 本仕様書に疑義がある場合は、本市の指示に従うこと。</p> <p>(8) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は、別途協議する。</p>
--	--

	<p>(9) 原則前述の契約条件のとおりであるが、南部クリーンセンターにおいて実施中の工事やその他施設の都合により、実施時期等については、別途協議することがある。</p> <p>7 履行確認</p> <p>(1) 受託者は全作業完了後、作業前後の写真を提出し、履行確認を受けること。</p> <p>(2) 履行確認において、不備が無いことが確認でき次第、本市担当職員よりの「完了届」を提出するよう指示する。</p> <p>(3) (2) の指示後、受託者は速やかに「完了届」を提出すること。</p> <p>8 支払方法</p> <p>(1) 全ての委託作業終了後、受託者は履行確認を受けた後に、「完了届」と合わせて「請求書」を提出すること。</p> <p>(2) 本市は、受託者からの適法な請求書を受理したときから 30 日以内に支払うものとする。</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

除草・施肥作業

別図



南部クリーンセンター構内作業内訳

(別表1)

A . 外周2号道路北側植樹帶

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	1,843m ²	

B . もみじ橋南側

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	3,560m ²	

C . 旧破碎機プラット付近

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	2,585m ²	
施 肥	1,155m ²	芝生部

D . 構内4号道路北側・退車路の三角州

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	1,127m ²	
施 肥	277m ²	芝生部

E . 外周3号道路西側植樹帶

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	120m ²	

F . 芝生広場(旧破碎機跡地)

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	5,150m ²	
施 肥	5,000m ²	芝生部

G . 職員駐車場(旧破碎機跡地)

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	665m ²	
施 肥	280m ²	芝生部

H . さすてな京都屋上庭園

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	249m ²	
施 肥	210m ²	芝生部

I . さすてな京都東側駐車場(入口計量棟)周辺

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	986m ²	
施 肥	910m ²	芝生部

J . ビオトープ, 駐輪場周辺

業務 内 容	面 積	備 考
除 草	733m ²	
施 肥	93m ²	芝生部

合計	除 草	17,018m ²
	施 肥	7,925m ²

(別表2)

施設内危険木換算表

1本当たり

高木 ランク	幹周 C (c m)	伐採（強剪定） 作業基準換算値 (本)	基本剪定 作業基準換算値 (本)
A	25 未満	1	3
B	25 以上 50 未満	3	6
C	50 以上 75 未満	6	10
D	75 以上 100 未満	12	12
E	100 以上 125 未満	21	18
F	125 以上 150 未満	33	28
G	150 以上 175 未満	51	46
H	175 以上 200 未満	80	66
I	200 以上 225 未満	121	93

※作業基準換算値とは、高木ランクAの伐採（強剪定）を基準に割り戻した（小数以下四捨五入）数値である

※上表の作業基準換算値の合計が「121（±2）本」となるよう南部CC敷地内により作業対象樹木を抽出し、作業を実施すること

※作業対象樹木の抽出は発注課担当者と相談の上で決定すること